

水素燃料自動車等を積載する自動車運搬船の火災安全措施に関する事項

改正規則等

鋼船規則 A 編, B 編, H 編及び R 編
鋼船規則検査要領 A 編, B 編及び R 編

改正事項

水素燃料自動車等を積載する自動車運搬船の火災安全措施に関する事項

改正理由

車両積載区域等に対する追加の火災安全措施を規定する SOLAS 条約第 II-2 章第 20 規則は, ガソリンを燃料とする自動車等を積載することを前提とした火災安全措施を規定しているが, 近年ガソリン以外の環境負荷の少ない燃料で自走する水素燃料自動車及び圧縮天然ガス自動車の船舶による輸送の増加が見込まれていることから, これらの自動車を積載する場合の追加要件の策定が検討されてきた。

その結果, 自動車及びトラックを貨物として運送する多層のロールオン・ロールオフ区域を有する自動車運搬船において水素燃料自動車又は圧縮天然ガス自動車を貨物として運送する場合の追加の火災安全措施を規定する SOLAS 条約第 II-2 章第 20-1 規則を新設する改正が 2014 年 5 月に開催された IMO 第 93 回海上安全委員会 (MSC93) において, 決議 MSC.365(93)として採択された。

今般, 決議 MSC.365(93)に基づき, 関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 本規定の適用の対象となる「自動車運搬船」の定義を追加した。
- (2) 新造船の火災安全措施を次のとおり規定した。
 - (a) 車両積載区域内の電気設備等を水素又はメタン空気混合気体における使用に適した防爆形のものとする。
 - (b) 船上に 2 個以上の防爆形の可搬式ガス検知器を備える。
- (3) 現存船にあっては, 上記(2)(b)の可搬式ガス検知器が備えられていることを確認する旨規定した。
- (4) 水素燃料自動車又は圧縮天然ガス自動車を運送する自動車運搬船には, 各々対応する船級符号を付記する旨規定した。
- (5) 車両積載区域内の送風機は, 火花を生じない構造とする旨等規定した。